

令和7年8月の大雨に係る社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係るQ&A

※質問及び回答については、適宜更新していくため変更等の可能性があります。

令和7年8月28日時点 熊本県高齢者支援課

No	質問	回答
1	協議書については市町村を経由せずに、直接県に提出することで良いか。	・県に直接提出をお願いする。 ・協議書の提出を予定される場合は、事前に連絡をお願いする。
2	当補助金の事務手続きの流れについては、どのようになるのか。	・本県のホームページに「令和7年8月の大雨に係る高齢者福祉施設等災害復旧の手引き」を掲載しているので、御覧いただきたい。
3	協議書の提出や、補助金の交付決定の前に復旧作業を行って良いのか。	・補助金の申請の前に復旧作業を行って良い。 ・ただし、後で確認できるよう、被災状況（建物・設備（備品等））が分かる写真や必要な証明書等を取っておくこと。 ・被災状況が確認できない場合、国の査定で補助対象外となる。
4	車、パソコン、コピー機、洗濯機、ベット等の設備や物品等は補助対象外となるのか。	・現時点では、設備や物品は補助対象外である。 ・しかし、今後、設備等も補助対象となる場合があるため被災写真や必要な証明書等を取っておくこと。
5	エレベーターに水が大量にたまって故障した。この修理費は対象となるか。	・施設の復旧と一体的に復旧されるエレベーターは対象となる。 ・被害状況（水が溜まっている）の写真と見積（3者）の準備が必要。
6	床上浸水の被害があった。建物に保険をかけているが、その場合でもこの補助金は使用できるか。	・復旧に要する費用のうち、保険等で対応する金額を控除した金額が80万円以上であれば補助対象となる。 ・協議書の提出を予定される場合は、事前に連絡をお願いする。
7	壁掛け式のエアコンは対象となるか。	・壁掛け式のエアコンは対象外である。（「施設の復旧と一体的に復旧される」ものには該当しないとのこと。） ・天井や壁に埋め込まれているエアコンは対象となる。 ・しかし、今後、設備等も補助対象となる場合があるため被災写真や必要な証明書等を取っておくこと。【No.4参照】
8	施設の敷地内にある門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費は対象となるのか。	・補助対象となる。（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門は対象外。）
9	協議資料の様式第2号は、（1）「被害の概算」欄は施設の被害の総額を示しているのか。（2）「災害復旧所要額及びその内訳」欄は、復旧費必要な費用から保険等を引いた金額を記載するのか。（1）（2）の金額は一致する必要があるのか。	・（1）「被害の概算」欄及び（2）「災害復旧所要額及びその内訳」欄の金額は一致する必要がある。補助対象となる災害復旧に要した費用を記載する。協議書に記載する（1）（2）の金額については、保険等の費用は控除しない。 ・補助対象となる対象金額は80万円以上であり、保険等で対応される分を控除した上で当該金額以上である場合が補助の対象となる。
10	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは、電気工事、水道工事があった場合、電気工事で80万円以上、水道工事で80万円以上とそれぞれで80万円以上必要なのか。それとも、合算して80万円以上であることか。	・合算して災害復旧協議額が1件につき80万円以上であること。
11	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは事業所ごとか。	・事業所ごとである。 ・しかし、社会福祉施設等を一箇所で複数運営する場合、複合施設で調査額80万円以上となる。
12	協議書に記入する金額は税込みの金額か。それとも税抜きの金額か。	・消費税込みでも消費税抜きでもどちらでも構わない。 ・消費税込みの場合、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定し県へ報告が必要。その結果、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還となる可能性がある。